

神戸市看護大学学内情報システム利用に関する倫理ガイドライン

(平成12年7月11日教授会決定)

(平成12年11月14日教授会改正)

(平成23年11月8日教授会改正)

(平成27年1月27日教授会改正)

1. 本学の学内情報システムは、国立情報学研究所（NII）の学術研究用インターネット（SINET）の一部であり、学術研究、教育用に使用することを目的としている。これを使用する者は、インターネットが社会に対して根本的な変革の力となるインパクトを持つものであり、賢明な使い方によって今後の社会の発展、福祉向上のための有効な手段となることを認識し、以下の基本理念を遵守すること。
 - (1) インターネット上において、言論の自由、人権の尊重など、日本国憲法の精神を尊重する。
 - (2) インターネット上において、法及び社会慣習により遵守すべきとされる公序良俗を尊重する。
 - (3) 全ての人々がインターネット上で不利益を被らないよう配慮する。
2. 学内情報システムは、本学の学術研究、教育及びそれらの支援、その他情報化促進に貢献するものであり、これらの目的に逸脱する利用やネットワークの円滑な運営を妨げる次の行為は禁止する。
 - (1) ユーザIDの他者への譲渡や貸与及び不正使用
 - (2) パスワードの他者への開示及び不正使用
 - (3) 他者のパスワードや機密ファイルを解読する行為
 - (4) 他者のプログラムやデータ等を改変又は破壊する行為
 - (5) ネットワークコンピュータを不当に占有又は浪費する行為
 - (6) 営利を目的とした行為
 - (7) その他、ネットワークの運用に支障を及ぼすような行為
3. 本学に設置されたコンピュータを用いて開設するホームページには、次の行為は禁止する。
 - (1) 法律に触れる物品の情報など違法行為に関わる情報の掲載
 - (2) 猥褻画像など公序良俗に反する情報の掲載
 - (3) 商行為など営利目的の情報の掲載（注）
 - (4) 著作権・商標権が存在する画像・文章などの無断掲載
 - (5) 他人の肖像権、プライバシーなどを侵害する画像・文章などの無断掲載
 - (6) 他人を一方的に中傷する文章などの掲載

（注）本学の活動に直接関係する学会やそれに準ずる団体が主催する講演会等の案内や告知は、この「営利目的の行為」や「広告」とみなさないが、節度ある利用に努めること。団体が本学のサーバーを用いて開設するホームページで、特別の事情により活動資金のための寄付を募る場合には、予め教授会に趣意書を添え届け出て許可を得なければならない。
4. 情報センター長は、このガイドラインに反した行為が発生または発生する恐れがある場合、当該利用者に対して警告または一時的に学内情報システムの利用を制限する処置をとり、情報化推進委員会に報告する。
5. 情報化推進委員会において、このガイドラインに反した行為が認められた場合、当該利用者に対して学内情報システムの利用の制限、停止等の処置をとり教授会に報告する。ただし、学内情報システムの運営や第三者に重大な損失を与えた事項等の処置については教授会の意見を聴き、学長が決定する。